

○鴻巣市予防接種実施要領

平成25年3月29日市長決裁

改正

平成26年9月26日市長決裁

平成29年11月7日市長決裁

令和6年8月26日市長決裁

鴻巣市予防接種実施要領

鴻巣市個別予防接種実施要領（平成16年3月16日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種（以下「予防接種」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 予防接種の対象者は、接種当日において市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 法第5条第1項に規定する者
- （2） 法第6条第1項及び第3項に規定する者

（実施方法）

第3条 予防接種は、市の要請に応じて協力を承諾した医師が行うものとする。

2 予防接種を行う医師は、予防接種の実施に当たっては、法及びこれに基づく関係法令並びに厚生労働省の通知及び予防接種ガイドライン等検討委員会が作成した「予防接種ガイドライン」その他の予防接種に係るガイドラインに基づいて実施するものとする。

（実施期間）

第4条 予防接種の実施期間は、通年とする。ただし、インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、市長が別に定める期間とする。

（費用の負担）

第5条 予防接種に要する費用は、その全額を市が負担するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない医師により予防接種を受けたときは、当該予防接種を受けた者又はその保護者が当該費用の全額を負担するものとする。

- （1） 市が契約した一般社団法人鴻巣市医師会の会員であって、予防接種の協力要請に応じた医師

(2) 前号に掲げるもののほか、市と予防接種の委託契約を締結した医師

2 前項の規定にかかわらず、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けた者は、当該予防接種に要する費用として別に定める額を医療機関等の窓口で支払うものとする。ただし、次に掲げる者が予防接種を受ける場合は、この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

(2) その他市長が認めた者

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年9月26日市長決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

（鴻巣市高齢者インフルエンザ予防接種実施要領の廃止）

2 鴻巣市高齢者インフルエンザ予防接種実施要領（平成16年8月27日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成29年11月7日市長決裁）

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

3 この要領は、令和6年9月1日から施行する。